

29愛給第176号

平成29年11月10日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 原田 好明

給水装置工事申込書兼給水申込書の記入方法の変更について（通知）

日ごろは、本企業団の事業にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、パイプシャフト用のメータユニットを設置する場合における給水装置工事申込書兼給水申込書の記入方法を下記のとおり変更することと致しましたので、適切な事務処理を行ってくださいようお願い致します。

記

1 変更箇所

パイプシャフト用のメータユニットを設置する場合、給水装置工事申込書兼給水申込書の裏面のメータ越え宅地内側使用材料届の(3)水栓類等器具の欄に、メータユニットの「メーター名」及び「型番」を記載すること。

※設置器具が企業団承認品でない場合につきましては、申込みを承認できません。

2 適用開始日

通知日以降に給水受付窓口へ申請するものより適用する。

担 当 給水課 給水装置申請グループ

電 話 0561-38-0030